

ごみの減量化に ご協力を！

指定 ごみ袋

平成18年10月1日から実施
対象は一般家庭の燃えるごみ

市では、一般家庭の「燃えるごみ」について、平成18年10月1日から「指定ごみ袋」制度を導入します。

今回の指定ごみ袋制度の導入は、既に導入している中山地区を除き、本庁地区・双海地区が対象です。家庭ごみの収集を有料化することで、皆さんに改めてごみ問題について考えていただくことが、ごみの分別の徹底、減量化へとつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

シリーズ3回目となる今回は、指定ごみ袋導入に伴って、家庭から出るごみを減らすために、皆さんのご家庭でできる「ごみの分別・リサイクル」について紹介します。

下の写真は、ある燃えるごみ収集日に出されたごみ袋ですが、何か気付きませんか。



▲燃えるごみの日に出されたごみ袋。リサイクルできるものを捨てていませんか。

皆さんが出す燃えるごみの中には、牛乳パック、紙ごみといった資源物が意外に多く混じっています。これらをリサイクルすることで、燃えるごみを減らすことができます。ごみ減量化への道は、正しい分別が基本です。皆さんができることから実践してみませんか。

■問い合わせ 市民生活課
(内線535・536)へ。

燃えるごみの中身を見直してみよう！

牛乳パックに代表される飲料用の紙パック類(金・銀加工されたものを除く)、ダイレクトメールの中身、コピー用紙、包装紙などを燃えるごみとして出していませんか。これらは、資源ごみとして紙類の収集日に出すことで、リサイクルできます。

小さく破った用紙、メモ用紙、レシート、(感熱紙を除く)なども雑誌類の間に挟んでいただき、紙ひもなどで十文字に縛れば、資源ごみとして紙類の収集日に出すことができます。(まとめるときにガムテープは使用しないでください。)

生ごみは、よく水切りするだけでも容量を減らすことができます。また、市では、家庭用生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機(電気式)の購入に対する補助を行っていますので、利用してみませんか。

トレー、ラップ、卵パック、お菓子の袋など、薄く柔らかいプラスチック類も意外と多いものです。現在は燃えるごみとして回収していますが、平成19年をめどに、資源ごみとして回収できるよう準備を進めています。



—正しい分別とリサイクルがごみ減量への道—

指定ごみ袋 取扱店を募集します

■申込資格

原則として、次の要件をすべて満たす事業者に限ります。

- ①伊予市内に店舗がある。
- ②継続して食料品又は日用品の小売を行っている。
- ③市税に滞納がない。
- ④大・中・小の各種指定袋をそれぞれ1箱(10枚入り)×50束以上取り扱いができる。
- ⑤指定袋の的確な管理及び手数料収納事務の適正な執行を行うことができる。
- ⑥そのほか市長が必要と認められたもの

■申込方法

次の書類を市役所市民生活課へ執務時間中に提出してください。

- ①一般廃棄物処理手数料出納事務委託登録申請書(市役所市民生活課又は双海地域事務所でお渡しします。)
- ②前年度分の市税納税証明書(法人の場合は法人の納税証明書、個人の場合は個人の納税証明書)
- ③店舗の位置図